


所管部課	市民部 保険年金課	部長	関田 守男			
件名	東大和市後期高齢者人間ドック等受診料助成実施要綱の一部を改正する要綱について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 趣旨 東大和市後期高齢者人間ドック等受診料助成実施要綱の見直しを行い、各様式について変更する必要が生じたため、東大和市後期高齢者人間ドック等受診料助成実施要綱を改正するものである。</p> <p>(2) 主な内容 要綱の現行の様式中、年号の記載の削除、及び書式の修正。また、異議申立てについての教示文の記載は不要であることが判明したため、削除する。</p> <p>(3) 施行日 市長決裁日</p> <p>(4) 影響及び効果 改正により、適正な執行に寄与する。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。